平成２９年（フ）第８号
福島県相馬市尾浜字牛鼻毛173番地　トミヤＥ棟
債務者　畑田　宏一
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　佳太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
福岡県鞍手郡小竹町字赤地2033－３　ふじコーポⅠ　１号室、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町頃末北２丁目14番19号　プレナス05Ａ－102号
債務者　今井　未佳
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠田　瑛介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４１０号
大分市須賀２丁目２番20－201号（オレンジハウス）
債務者　内田　尚宏
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　亮佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２４０号
茨城県かすみがうら市戸崎709番地２
債務者　飯田由美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４７号
茨城県土浦市西根南１丁目４番26号
債務者　加門　弘雄
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０８号
東京都中央区築地６丁目15番10―901号、破産申立時の住所さいたま市見沼区深作３丁目７番地８　パークサイドＲＹ203
債務者　小野澤紀行
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１５号
埼玉県戸田市笹目４丁目32番地の２　秋本コーポ101号室
債務者　薫　　昌利
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６０号
さいたま市南区曲本３丁目３番３号502
債務者　大山　英子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０３号
埼玉県上尾市上平中央３丁目30番地27　パシフィック北上尾101、旧住所埼玉県上尾市本町５丁目７番18号
債務者　土井　　卓
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６６号
名古屋市北区安井３丁目４番２号（市営成願寺荘東２棟302号）
債務者　山中　容子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９８３号
愛知県あま市花長西出50番地１
債務者　坂本　昌夫
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３９号
愛知県東海市東海町７丁目４番17号　ビフォー（105号）
債務者　江島　伯江
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３号
岡山県倉敷市上東540番地、住民票の住所岡山県倉敷市上東542番地３
債務者　水川須磨子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７０５号
北九州市八幡西区陣山１丁目１番12―1103号
債務者　大隈由美子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５４号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　寺下　夏子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５９号
北九州市小倉南区朽網西１丁目９番40号（セジュールクサミＡ棟203号）
債務者　山浦枝理加
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３号
福岡県京都郡苅田町幸町１番地11（荒木アパート101）
債務者　白田　聖羅（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係